調査に関する事前評価	未実施

令和８年度　公共事業事前評価調書

社会資本整備重点計画

守る-1-7
守る-2-10

１．事業説明シート

事業名	治山事業〔復旧治山事業（国補）〕	事業箇所	大月市初狩町中初狩地内	路線（川） 工区名	近ヶ坂（チガサカ）	事業主体	山梨県 治山林道課

（１）事業の概要

①課題・背景

本箇所は、大月市初狩町中初狩地区を流れる、一級河川宮川支流に位置している。連年の豪雨の影響で渓流の渓岸侵食が顕著となり、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

保全対象に中初狩地区、県道大幡初狩線が含まれる。県道大幡初狩線は大月市初狩地区と都留市大幡地区を連絡し、国道20号及び国道139号を補完し、迂回路となる重要路線であるため、土砂災害を未然に防止する必要がある。

②整備目標・効果　　※評価基準値

主要目標　　土石流被害の防止

災害実績	無		
土砂整備率(%)	0	＜	70※
土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	無		

保全対象：人家９戸、県道大幡初狩線(L=500m)

副次目標　　なし

副次効果　　なし

③目標達成の方法

谷止工設置により縦横断侵食を防止し、渓床内不安定土砂の移動を防止する。

（２）整備内容

①整備内容：　谷止工　3基

②着手年度：　令和9年度　　③完成見込年度：　令和11年度　　④総事業費：　約210百万円

⑤年度別の整備内容　　B/C：　1.7

令和9年度	谷止工1基	70百万円
令和10年度	谷止工1基	70百万円
令和11年度	谷止工1基	70百万円

（３）既整備内容

なし

（４）上位計画等の位置付け

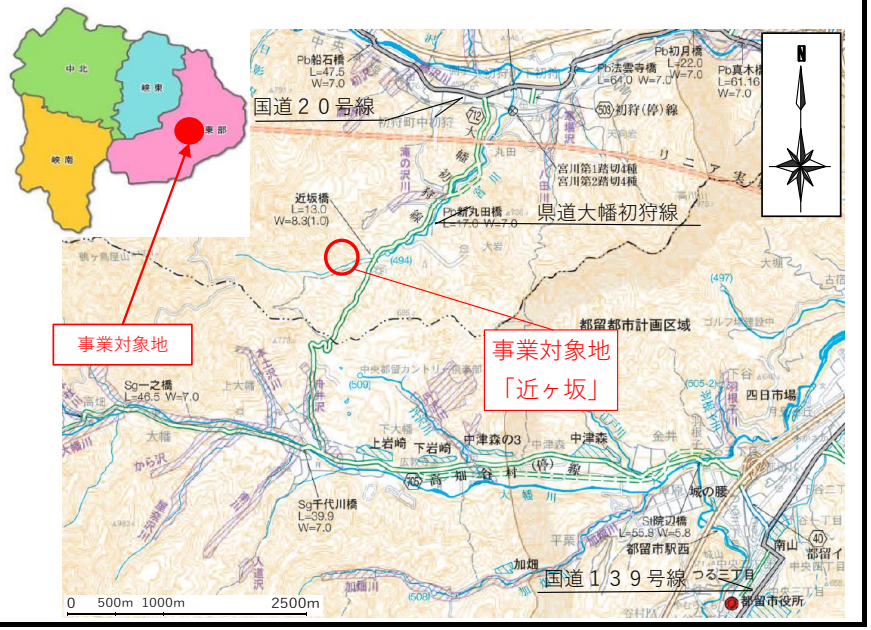
「山梨県総合計画」（令和５年１２月策定）

「山梨県強靭化計画」（令和６年３月改定）

「山梨県社会資本整備重点計画（第五次）」（令和８年３月策定）

「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」（令和６年２月改定）

（５）事業位置図等



２．評価シート

（１）公共関与の妥当性　　妥当

・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当である。

（２）事業執行主体の妥当性　　妥当

・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当である。

（３）経済効率性　　B/C　　1.7 ＞ 1.0　　妥当

総事業費	210 百万円	工期	R9 ～ R11	基準年	R8

経済効率性	費用	177 百万円	便益	297 百万円
	事業費	177 百万円	水源涵養便益	27 百万円
	維持管理費	－ 百万円	災害防止便益	270 百万円

（４）事業実施・規模の妥当性　　妥当

・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工 3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当である。

□同等施設等（計画を含む）の有無　　無

□必要整備内容とその根拠

現地調査により、出水時に流出する可能性のある不安定土砂量3,580ｍ３に対し、谷止工3基による抑制土砂量が3,820ｍ３となり、不安定土砂量を上回ったことから、3基の計画とした。

（５）整備手法の有効性　　妥当

・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当である。

□他の整備手法の有無　　無

－

（６）環境負荷等への影響　　妥当

・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、施工中の濁水を抑制するため、廻排水を設置し、施行地下流に沈砂池を設置するとともに、景観や生態系に配慮した木製残存型枠工を使用する。

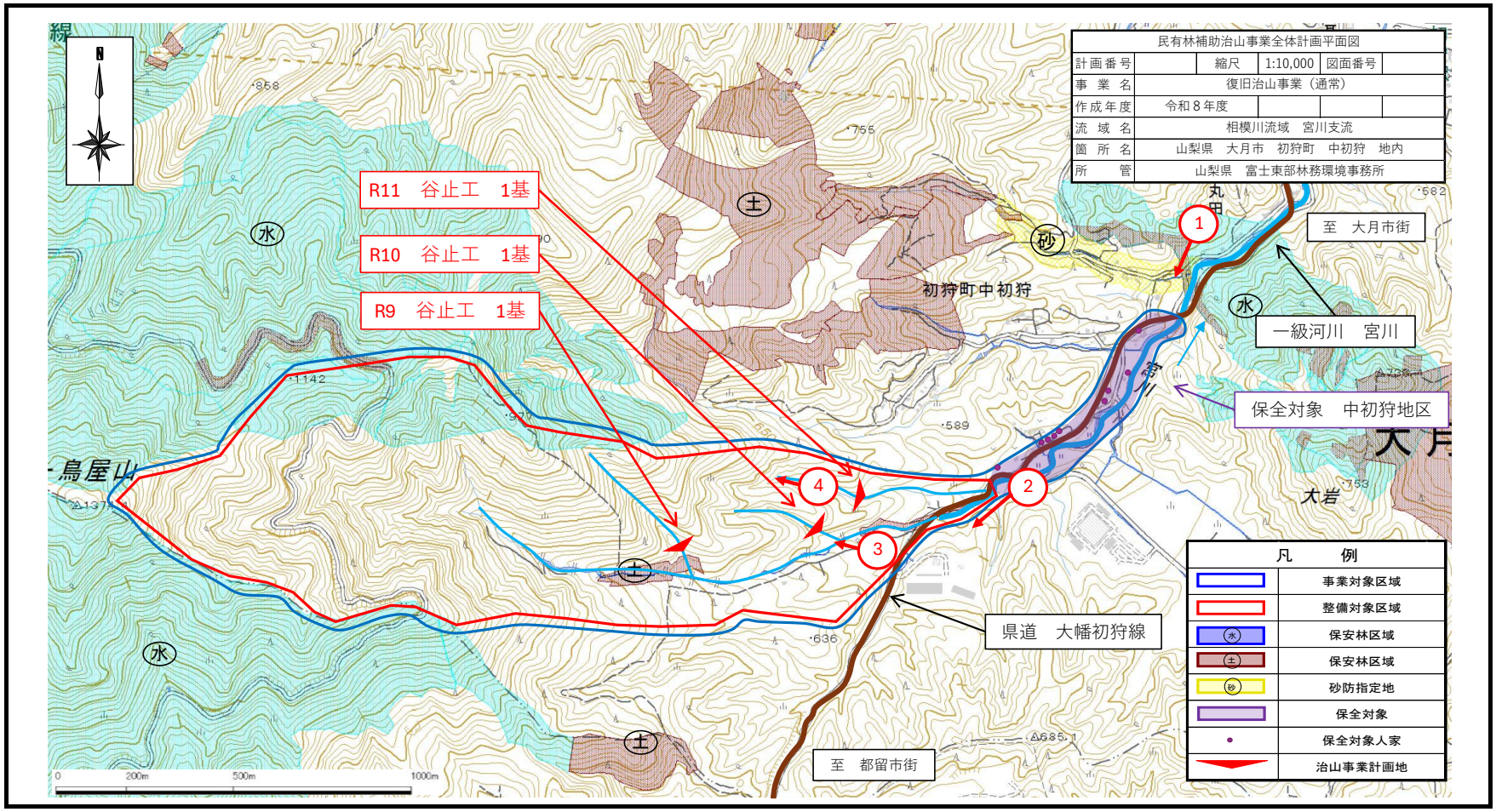
（７）事業計画の熟度　　妥当

・地元大月市より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当である。

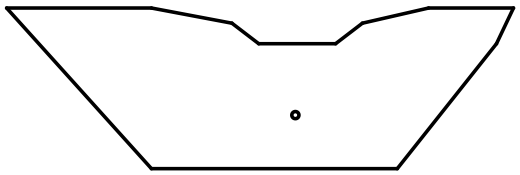
総合評価　　妥当

７項目全て妥当と判断されることから、実施が妥当と判断する。

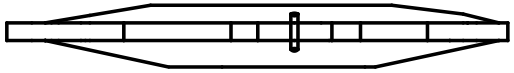
３．添付資料シート（１）



【谷止工正面図】



【谷止工平面図】

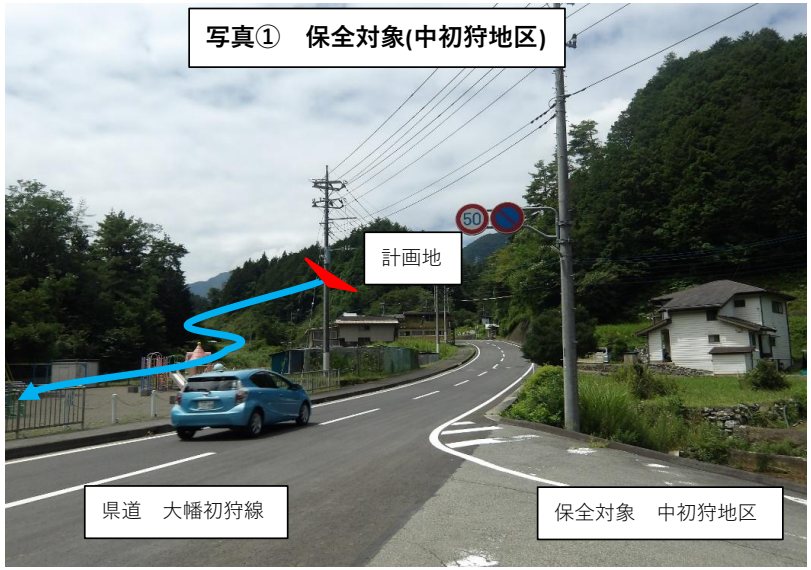


【完成イメージ】

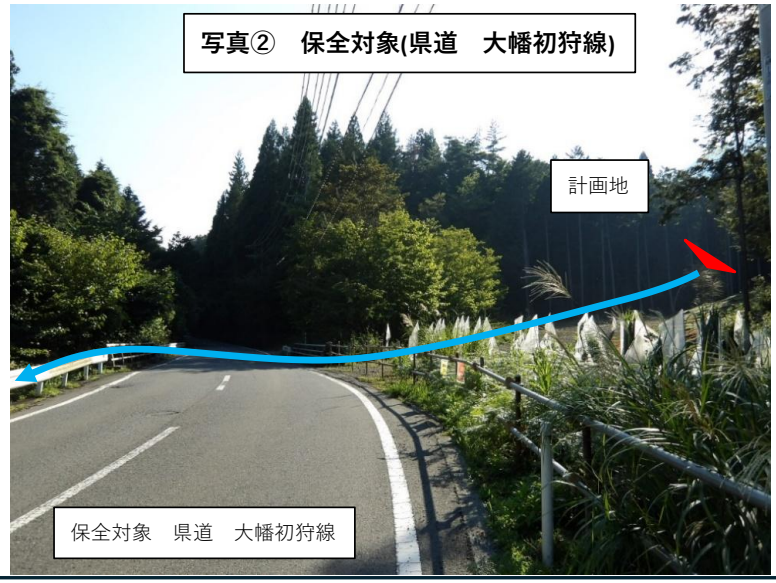


４．添付資料シート（２）

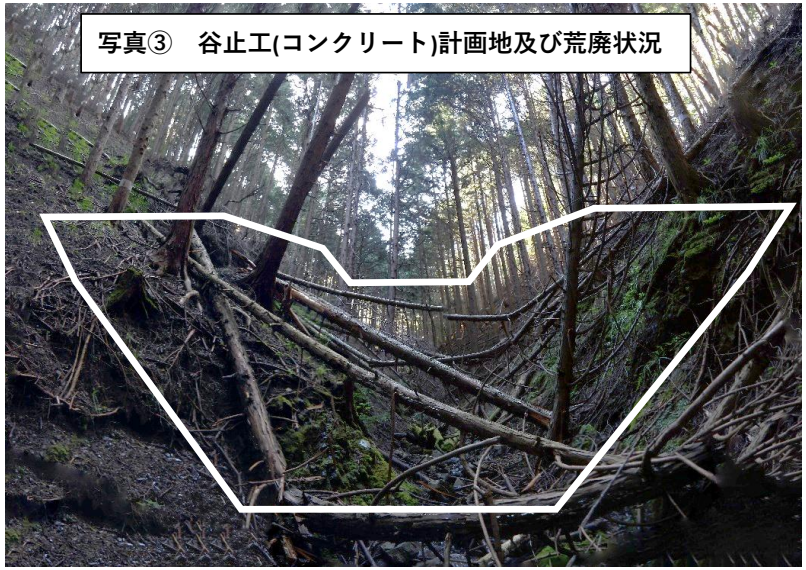
写真①　保全対象(中初狩地区)



写真②　保全対象(県道　大幡初狩線)



写真③　谷止工(コンクリート)計画地及び荒廃状況



写真④　渓岸侵食及び不安定土砂堆積状況

